

野々市市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、野々市市監査基準（平成29年野々市市監査委員告示第2号）に準拠し実施した行政監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和5年3月27日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 早川彰一

行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 選定理由

地方公共団体が締結する契約は、価格競争による一般競争入札を原則とし、例外的に指名競争入札、随意契約等の方法が認められている。近年、高度に専門的な技術や創造性、経験等が求められる業務について、価格のみの競争ではなく、複数の業者による提案等を審査し、最も優れた提案等を行った優先交渉権者と契約を締結するプロポーザル方式による契約が見られるようになった。

しかしながら、全庁的に統一されたガイドライン等は存在せず、随意契約の一手法として各所属の裁量によって行われている状況であった。

このことから、本市のプロポーザル方式による契約について、その現状を把握し、事務手続等が適正に行われているかを検証することにより、今後、本市において行われるプロポーザル方式による契約の運用に資することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象

平成 29 年度～令和 3 年度に一般会計・特別会計・企業会計においてプロポーザル方式により事業者を選定した事業。ただし、指定管理者の選定は除く。

4 監査の実施期間

令和 5 年 2 月 20 日から令和 5 年 3 月 27 日まで

5 監査の実施場所

野々市市役所 監査委員事務局

6 監査の執行者

監査委員 小松 靖典

監査委員 早川 彰一

7 監査の範囲

平成 29 年度～令和 3 年度の事業

8 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式による随意契約を採用した理由は適切か
- (2) 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか
- (3) 選定の体制は適切か
- (4) 評価・選定は合理的か
- (5) 契約において事業者の提案を活かしているか
- (6) 成果の検証を行っているか

9 監査の実施内容

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、プロポーザル方式により事業者を選定した事業について全部署に照会した。

10 監査の結果

今回の行政監査に関する状況は、下記のとおり改善を必要とする事項等があったので、適切な措置を講じられたい。

契約に関する業務において、プロポーザル方式による契約は、高度に専門的な技術や創造性・技術力・経験等を必要とする業務について、価格競争によらず優れた企画提案により効果的な成果を期待できるが、その手続きについて各課（局）で統一されていないことからガイドライン等、統一的な運用及び事務手続を構築されたい。

プロポーザル方式による

契約について

(資料編)

1. プロポーザル方式について

(1) プロポーザル方式の概要

地方自治体の契約について、地方自治法では売買・賃借・請負その他の契約は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、原則として一般競争入札により行うこととされている。

近年、価格競争の激化や行政サービスの多様化・高度化に伴い、工事・業務の品質を確保する観点から、価格のみの競争によらず企画力、技術力、遂行能力等も事業者を求める場合が増えてきている

プロポーザル方式は、価格のみの競争では所期の目的を達成することが難しい場合に、複数の事業者から企画提案等を求め、その内容を審査し、最も適した者を契約の候補者として選定する方式である。高度で専門的な技術や経験、創造性等を必要とする事業、事前に仕様を明確にできない事業等に適していると言える。

主なメリットとしては、事業者を企画提案等の審査により選定できる点や、仕様内容・価格について交渉したうえで契約できる点があり、当該業務の品質確保に繋がられることである。一方で、客観的な評価基準の設定、公正な審査及び選定プロセスの透明性の確保に十分留意することが求められる。

選定された事業者との契約については、地方自治法第 234 条第 1 項に定める随意契約であり、特命随意契約（単数の者から見積書を徴収するもので 1 者随契とも言われる。）として、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用している。

<参考>

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 略

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3～9 略

(2) 本市の状況

本市では、プロポーザル方式に関する個別の指針等は定められていない。財務事務を行う際の指針となる予算執行方針には、「随意契約を検討する際には、「野々市市随意契約ガイドライン」を活用しながら、契約理由が法令の規定に合致しているか十分留意して事務を行うこと。」との記載されているものの、プロポーザル方式に関して同ガイドライン中、「契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における競争（コンペ、プロポーザル方式）の企画競争によって契約の相手方を選定する場合」とされている以外に特段の記載は見られない。

予定価格が 130 万円超の工事等、入札契約は企画財政課で行うこととされ、プロポーザル方式の場合は、入札と同じく企画財政課への報告（発注予定額が 500 万円以上の指名型プロポーザル方式の場合は、選定委員会で審議することとなる。）を必要としているが、その採用の決定から契約締結に至るまで担当部署の裁量で行っている。また、野々市市における実施状況について取りまとめている部署はなく、採用した事業を把握するためには、全部署に対して調査が必要な状況であった。

2. 調査票調査の結果

(1) 調査票で回答された事業一覧（プロポーザルを行っていない課を除く）

部署名		業務名	年度
総務部	総務課	野々市市例規システム維持管理等委託業務	令和元年度
		野々市市ふるさと納税業務委託	令和元年度
		野々市市庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業	令和元年度
	企画財政課	野々市市第二次総合計画策定支援業務	令和元年度
地域政策部	市民生活課	野々市市営墓地公園整備計画実施計画策定業務	令和元年度
	地域振興課	旧北国街道まちづくり計画基本構想策定業務	平成 30 年度
健康福祉部	福祉総務課	野々市市プレミアム付商品券事業運營業務	令和元年度
	子育て支援課	野々市市結婚支援事業	令和 2 年度
建設部	都市整備課	コミュニティバスのつていデジタルサイネージ導入・運用業務	令和元年度
	上下水道課	野々市市上下水道総合管理システム構築業務	平成 29 年度

(2) 調査票回答のまとめ

【1 プロポーザルの概要】

ア. プロポーザルの実施年度及び選定した業者との契約締結年度

プロポーザル 実施年度	契約締結年度					件数（構成比）
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
平成 29 年度	1					1（10.0%）
平成 30 年度		1				1（10.0%）
令和元年度			7			7（70.0%）
令和 2 年度				1		1（10.0%）
令和 3 年度						0（0.0%）
合 計	1	1	7	1		10（100.0%）

令和元年度は、「野々市市例規システム維持管理等委託業務」他 6 件あるが、それぞれの業務に関連性は無く、たまたま重なったと推察される。

イ. 契約金額

金 額	マイナス	～5 百 万円	～1 千 万円	～5 千 万円	5 千万円 以上	その他	合 計
件 数	1	2	2	3	1	1	10

マイナスは、「野々市市庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業」広告収入によるものであった。

0 円以上 500 万円未満は「野々市市結婚支援事業」及び「コミュニティバスのつてデジタルサイネージ導入・運用業務」であった。

500 万円以上 1,000 万円未満は、「旧北国街道まちづくり計画基本構想策定業務」及び「野々市市営墓地公園整備計画 実施計画策定業務」であった。

1,000 万円以上 5,000 万未満は「野々市市第二次総合計画策定支援業務」、「野々市市上下水道総合管理システム構築業務」及び「野々市市例規システム維持管理等委託業務」であった。

5,000 万円以上は「野々市市プレミアム付商品券事業運営業務」であった。

その他は、「野々市市ふるさと納税業務委託」で寄付額の 12%に消費税加算とであった。

※例 寄付額 100 万円だと 12%の 12 円万に消費税を加算して 13 万 2 千円

ウ. プロポーザル方式の種類

種 類	件数 (構成比)
公募型	7 (70.0%)
指名型	3 (30.0%)
合 計	10 (100.0%)

プロポーザル方式の種類は、公募型が多く、指名型は「野々市市例規システム維持管理等委託業務」、「野々市市第二次総合計画策定支援業務」及び「野々市市上下水道総合管理システム構築業務」と、業務を行える事業者及び、これまでの業務経験等を踏まえて行ったと推察される。

エ. 提案限度額の有無

有・無	件数 (構成比)
有	5 (50.0%)
無	5 (50.0%)
合 計	10 (100.0%)

提案限度額の有無は、半数が提案限度額を設けており、無はマイナスの契約額となったものや寄付額の12%に消費税加算のもの等となった。

オ. 提案限度額

金 額	～500 万円	～1,000 万円	～5,000 万円	5,000万 円以上	合 計
件 数	1	1	2	1	5

提案限度額は、契約金額に近いものであったが、「野々市市プレミアム付商品券事業運営業務」（5千万円以上）は1,700万円余り提案限度額を下回った。

カ. 契約方法

契約方法	件数 (構成比)
長期継続契約	1 (10.0%)
複数年契約	3 (30.0%)
単年度	5 (50.0%)
その他	1 (10.0%)
合 計	10 (100.0%)

契約方法は、単年度が半数を占めており以下、複数年契約、長期継続契約が続き、その他は、当初は単年度契約であったが、評価委員会の回数増加により185日延長した事例であった。

キ. 業務内容について

業務内容	件数 (構成比)
設 計	0 (0.0%)
計画策定	3 (30.0%)
情報システム構築	0 (0.0%)
施設維持管理	0 (0.0%)
催事企画運営	1 (10.0%)
イベント企画	0 (0.0%)
福祉サービスその他の事業運営	1 (10.0%)
行政計画の調査、立案に関する業務	0 (0.0%)
システム開発に関する業務	1 (10.0%)
その他	4 (40.0%)
合 計	10 (100.0%)

業務内容については、その他が4件と最も多く、例規システム維持管理、ふるさと納税関連業務、広告付き番号案内表示システム設置及びシステム導入と運用であった。次に計画策定が3件、催事企画運営とシステム開発に関する業務が各1件であった。

【2 プロポーザル方式の実施について】

ア. プロポーザル方式を採用した根拠及び理由（自由記載）

- ・ 価格のみではなく、システムの操作性その他の機能等を評価する必要があるため
- ・ 様々な業務内容や個々の会社の強みについて提案を受けるため
- ・ 番号案内システムの機能とデジタルサイネージの内容等について総合的に判断するため
- ・ 専門的知識・経験等を有する受託候補者を選定するため
- ・ 金額的な評価のみならず、企画提案力も含む判断が必要だったため
- ・ 策定にあたり、民間企業のノウハウや高い専門性を活かすため
- ・ 商品券の販売方法や商店との換金方法など、効果的・効率的な方法を提案して欲しかったため
- ・ 結婚支援に関する事業を効率的かつ効果的に行うため結婚支援事業を一括して実施することができる事業者を公募にて選定するため
- ・ 複数の参加者の企画提案により、優れた運用モデルを構築するため
- ・ 本市に最適で優れたシステムを安価に導入することが期待できるため

プロポーザル方式の採用は、価格だけでなく操作性や各々の業務に即したシステム等を安価で導入することを目的としていることがうかがえる。

イ. 対象事業へのプロポーザル方式の採用回数

採用回数	件数（構成比）
今回が初めて	10（100.0%）
2回目以降	0（0.0%）
合計	10（100.0%）

全業務がプロポーザル方式は「今回が初めて」の採用であった。

ウ. プロポーザルの準備にかかった事務処理期間

準備期間	件数（構成比）
2週間以内	0（0.0%）
2週間超1ヶ月以内	1（10.0%）
1ヶ月超	9（90.0%）
合計	10（100.0%）

準備にかかった事務処理期間は「1ヶ月超」が9割を占め、プロポーザル方式の採用が全て「今回が初めて」であった事から時間がかかったといえる。

エ. 実施要領等の制定

制定の有無	件数（構成比）
制定した	9（90.0%）
制定していない	1（10.0%）
合計	10（100.0%）

実施要領等の制定は、プロポーザル方式の実施要領等の制定していない事例が1件あるが、制定した事業が大半を占めた。

オ. 予定金額積算時の参考資料

参考資料	件数（構成比）
業者の参考見積	6（75.0%）
過去の契約金額	1（12.5%）
類似業務の価格	1（12.5%）
予算査定額	0（0.0%）
その他	0（0.0%）
合計	8（100.0%）

無回答が「ふるさと納税業務委託」と「野々市市庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業」（広告によりマイナス契約）でいずれも金額の想定が難しい案件と推察される。

【3 事業者の募集方法について】

ア. 公募型における周知方法（複数選択可）

周知方法	件数（構成比）
市ホームページへの掲載	3（30.0%）
広報への掲載	0（0.0%）
市内該当事業者への周知文の送付	0（0.0%）
市ホームページのみの周知	4（40.0%）
その他	3（30.0%）
合計	10（100.0%）

公募型における周知方法は、「市ホームページへの掲載」と「その他」の報道発表が同数で重複しており、残りが「市ホームページのみの周知」であった。

イ. 応募に対する地域要件（指名型は地域要件に該当しない）

地域要件の有無	件数（構成比）
地域要件あり	0（0.0%）
地域要件なし	7（100.0%）
合計	7（100.0%）

ウ. 応募事業者数（指名型は応募に該当しない）

応募事業者数	件数（構成比）
1者	1（14.3%）
2者	2（28.6%）
3者	4（57.1%）
4者	0（0.0%）
5者以上	0（0.0%）
合計	7（100.0%）

【4 受託候補者の選定について】

ア. 選定委員会の外部委員等

外部委員	件数 (構成比)
有り	1 (10.0%)
無し	9 (90.0%)
合計	10 (100.0%)

選定委員会の外部委員等については、選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務内容の専門性により必要に応じて外部委員を含めることが望ましい。

イ. 外部委員等の内訳 (有りだった1件の内訳)

外部委員	件数 (構成比)
外部委員のみ	0 (0.0%)
所管部外職員のみ	0 (0.0%)
外部委員及び所管部外職員	1 (100.0%)
合計	1 (100.0%)

ウ. 外部委員の区分 (有りだった1件の内訳)

外部委員	人数 (構成比)
学識経験者	2 (22.2%)
実務経験者	3 (33.3%)
市民等	4 (44.5%)
合計	9 (100.0%)

エ. 議事録等有無

議事録等	人数 (構成比)
有り	1 (10.0%)
無し	9 (90.0%)
合計	10 (100.0%)

議事録等有無についても、選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務内容の専門性により必要に応じて作成することが望ましい。

【5 提案の評価について】

ア. 評価方法

評価方法	人数 (構成比)
評価基準に基づき数値化	10 (100.0%)
上記以外の方法	0 (0.0%)
合計	10 (100.0%)

イ. 評価書類の有無

評価書類	人数 (構成比)
評価書類有り	10 (100.0%)
評価書類無し	0 (0.0%)
合計	10 (100.0%)

ウ. 選定基準点

選定基準点	人数 (構成比)
設定有り	10 (100.0%)
設定無し	0 (0.0%)
合計	10 (100.0%)

この【5 提案の評価について】については全て同一の答えであり「評価基準に基づき数値化」して評価書類を作成し、選定基準点に基づき評価している。

【6 プロポーザル方式について】

ア. プロポーザル方式の採用は有効だったか

有効だったか	人数 (構成比)
大いに有効であった	5 (50.0%)
まあまあ有効であった	5 (50.0%)
どちらともいえない	0 (0.0%)
あまり有効でなかった	0 (0.0%)
全く有効でなかった	0 (0.0%)
合計	10 (100.0%)

プロポーザル方式の採用は有効だったかについては、「大いに有効であった」、「まあまあ有効であった」の有効であったが全数を占めており、有効性がうかがえる。

イ. その理由（自由記載）

- ・契約額が下がりコスト削減につながったうえ、システムの操作性が向上し、その他の機能も充実したため
- ・仕様を提示し金額のみで選定する業務ではないため
- ・必要な機能の提供を受けつつ、使用料を収入することができる事業であり、入札よりも適していたと考える。
- ・市が想定を超える業務手法の提案を確認することができた。
- ・価格のみで決定しない点においては必要な選定手法であると考え
- ・市の担当者では考えつかない提案をいただけた
- ・プレゼンテーションを担当以外の複数の委員に視聴・評価いただいた上で、実施にいたったため
- ・金額のみでは判断のできない部分について、判断基準に基づき判断可能

ウ. プロポーザル方式の事務遂行において、難しかった点（自由記載）

- ・特になし
- ・プロポーザルだからではなく、この業務は市で類似がなく全く新規のものであり、簡単ではなかったのではないかと。（記入者は当時の担当ではない）
 - ・仕様書の作成、評価基準の作成
- ・選定基準点の設定
- ・参考にできるプロポーザルの事例が少なく、困難であった。
- ・初期費用の設定、仕様書作成
- ・評価基準の内容による点数設定や、金額と評価点の占める割合の設定

このように類似事例がないこと、仕様書、評価基準や選定基準点の設定等が困難であったとされているもの。また質問に対する回答期間（年数）を長く設定したことあり、当時の担当者以外のものが回答している事例も見受けられた。

3. 着眼点から見てとれる事項

(1) プロポーザル方式を採用した根拠及び理由

いずれの課もプロポーザル方式による随意契約は初めてであり、この方式を採用した理由も価格のみでなく、システムの操作性やその他機能进行评估するため、各社の強みや、民間企業のノウハウや高い専門性を活かすため、複数の参加者の企画提案により、優れた運用モデルを構築するため、そして、本市に最適で優れたシステムを安価に導入することが期待できるため等、

様々あるが、価格だけでなくシステムの操作性や、専門性の高いシステムの構築のためといった意見が多く見られた。

(2) 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか

指名型を除く公募型の募集では、市のホームページ掲載だけが大半を占めており、ホームページ掲載と報道発表が続き、広報への掲載や事業者への周知文の発送は無かった。

(3) 選定の体制は適切か

実施要領については、1件を除き策定されており、業務時間・人員等の制限があるが、全ての件について策定されていることが望ましい。

選定委員の構成を見ると、外部の委員を含めているものは、1件のみであり、選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務内容の専門性により必要に応じて外部委員を含めることが望ましい。

(4) 評価・選定は合理的か

全件評価書、評価基準点に基づき数値化された選定がされていることは、評価できるが、外部委員の選任が1件、議事録も1件しか残されていないので、選定手続きの透明性・客観性の確保に努められたい。

(5) プロポーザル方式の採用は有効か

「大いに有効であった」が5件、「まあまあ有効であった」が5件とその有効性を認めており、理由として市の担当者では考えつかない提案やシステムの操作性が向上し、その他の機能も充実するなど、通常の仕様を提示し金額のみで選定する方式にはないメリットが見られたことにより有効性が見られたと思われる。

(6) その他

難しかった点について、本調査対象がプロポーザル方式の採用回数が初めての事案ばかりであり、「選定基準点の設定」、「参考にできるプロポーザルの事例が少なく、困難であった」や、「プロポーザルだからではなく、この業務は市で類似がなく全く新規のものであり、簡単ではなかったのではないか。（記入者は当時の担当ではない）」等、類似事例が無い中で困難な案件等をプロポーザル方式により行っている事例がうかがえる。

4. むすび

プロポーザル方式による契約は、事業者からの企画提案書を審査し、高度に専門的な技術や創造性・技術力・経験等を必要とする業務について、価格競争によらず優れた企画提案により効果的な成果を期待するものである。このことからプロポーザル方式は、多様化する行政ニーズに対応するため有効であり、今後も増えていくことが予想される。

一方、地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則である。プロポーザル方式による契約は、特定の相手を選定し、契約を締結する随意契約であり例外的な方法であることから、担当課においては、事業目的達成の効果や採用の理由、意義を明確にするとともに、客観的な評価基準を基に公正な審査を行い、選定過程の透明性を確保する必要がある。また、選定委員会の外部委員等が含まれている事例が1件しかなかった件、選定委員会の議事録が作成されていない事例が1件、プロポーザルの準備にかかった事務処理期間が1ヶ月超の事例が9件である状況は、公平性・透明性・効率性に乏しく不適切な事務処理に繋がるリスクがある。しかし、今回の調査によると各々の契約自体は単独のものであり、その後継続して毎年契約するものでもない。したがって、これらは全庁的に統一された事務手続きが定められていない事によるものと考えられる。

今後とも適正な契約事務を執行するとともに、効率的、効果的な事業運営を期待するものである。